

## 【当日資料1】

### 専門部会「親亡き後等の問題検討委員会」の設置について

寝屋川市障害福祉計画（第6期計画）、寝屋川市障害児福祉計画（第2期）の中で、重点的に取り組む事項として挙げられた、障害者や介護者の高齢化、“親亡き後の生活”、8050問題などの問題への取組として、これらの課題に対して集中的に議論を行うため、障害福祉計画等推進委員会に以下の枠組みにより、議論の場を設置する件の是非をお諮りします。

#### （関係法規等）

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例別表（第2条関係）の規定により、寝屋川市障害者計画等推進委員会の担当事務は「障害者計画及び障害福祉計画の審議に関する事務」と規定されています。また寝屋川市障害者計画等推進委員会規則第6条に、「委員会に、専門部会を置くことができる。」と規定されています。

当該規定に基づき、いわゆる親亡き後等の問題について議論の場として専門部会を設置します。

#### （専門部会の設置内容）

- 専門部会の名称  
親亡き後等の問題検討委員会
- 専門部会の担当事務  
寝屋川市障害者計画等推進委員会の担当事務のうち次期障害者計画等の策定に向けた親亡き後等の問題についての課題の把握や整理に関する事務
- 専門部会の委員数  
7名以下とする。
- 設置期間  
次期計画の策定までの間（令和6年3月末日まで）

※なお、寝屋川市障害者計画等推進委員会規則第6条第2項に基づき、専門部会に属するべき委員は委員長による指名となります。